

# 能代市立常盤小学校「学校いじめ防止基本方針」

## 1 いじめ防止に向けた学校の考え方

### (基本理念)

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって本校では、すべての児童がいじめを行わず、また他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめ防止等のための取り組みを行う。

### (学校いじめ基本方針の目的)

- ・いじめは人権侵害、犯罪行為であり、「いじめを絶対に許さない」学校づくりに計画的・組織的に取り組む。
- ・学級が望ましい集団であるよう指導の充実を図るとともに、児童一人一人の自己有用感、自己存在感の涵養に努める。
- ・保護者との信頼関係づくり、地域や関係機関との連携協力に努め、社会全体で児童の健全育成を図り、いじめのない学校をめざす。
- ・児童自らが安心して豊かに生活できる社会や集団を築き、いじめを許さない社会の実現に努める児童の育成をめざす。

## 2 いじめ防止の基本となる事項

### A 学校におけるいじめの防止

- ① 本校が掲げる「あいうえお学校」の「い」にあたる、「いのちを大切にする学校」をめざし、教職員が一致して、組織的にいじめ防止に取り組む。
- ② 児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- ③ 保護者や地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめ防止に資する、児童が自主的に行う活動に対する支援を行う。

### B いじめの早期発見のための措置

- ① いじめを早期に発見するため、全児童に対して定期的なアンケート、面談を実施する。
  - ・児童対象の生活アンケート：毎月
  - ・教育相談を通じた児童からの聞き取り：学期に1回（4月、9月、1月）
  - ・Q-Uテスト：年2回
- ② 児童及び保護者が相談を受けることができるよう、相談体制を整備する。
  - ・いじめ相談窓口の設置
  - ・心の教室相談員、スクールカウンセラーの活用
  - ・必要に応じた、専門的知識を有する外部人材（広域カウンセラー等）の活用
- ③ いじめ防止等のための活動に関する研修を年間計画に位置づけて実施し、教職員の資質向上を図る。

### C インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

児童及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを回避し、また効果的に対処するために必要な啓発活動を行う。その一環として外部講師を招き、インターネットや携帯電話、通信機能付き端末、LINE等の無

料通話アプリを利用することの危険性を含む内容についての研修会を行う。

### 3 組織の設置及び組織的な取り組み

いじめの防止等の活動のための組織「いじめ対策委員会」を設置する。

#### 【構成員】

校長，教頭，教務主任，生徒指導主事，学年主任，特別支援コーディネーター  
養護教諭

#### 【組織の役割】

- ・児童の変化やいじめの兆候をいち早く察知するために，学級・学年間の情報を収集・共有し，迅速に適切な初期対応を行い，早期解決を図る。
- ・いじめ事案発生に対して，中心となって組織的な対応を行う。
- ・いじめの早期発見のための，組織的な取り組みを実施する。
- ・児童及び保護者に向けて，いじめ防止の啓発活動を実施する。
- ・教職員に対してのいじめ防止に関する研修を行う。

### 4 いじめに対する措置

- ・いじめについての相談を受けた場合は，速やかに事実の有無の確認を行う。
- ・いじめの事実が確認された場合は，いじめを止めさせ，その再発を防止するため，いじめを受けた児童・保護者に対する支援と，いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- ・いじめを受けた児童が安心して学校生活を送るために必要と認められる際は，保護者の同意を得て，一定期間，別室等において学習を行うことができるものとする。
- ・いじめの関係者間におけるトラブルが生じないように，いじめの経過についての情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- ・犯罪行為として扱われるべきいじめについては，能代市教育委員会及び能代警察署と連携して対処する。

### 5 重大事案への対処

生命・心身または財産に重大な被害が生じた疑いや，相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合には，次の対処を行う。

- ・重大事案が発生した旨を，速やかに教育委員会に報告する。必要に応じて専門機関や警察等，関係機関への通報を行い，支援を要請する。
- ・教育委員会と協議の上，当該事案に対処する組織を設置する。
- ・上記組織を中心として，事実関係を明確にするための調査を実施し，当該事態への対処や同種の事態の再発防止を図る。
- ・上記調査結果については，いじめを受けた児童・生徒・保護者に対し，事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。これらの情報の提供に当たっては，他の児童のプライバシーに配慮するなど，関係者の個人情報に十分配慮する。

### 6 その他

必要があると認められる際には，本方針を改定し，あらためて公表する。